

随意契約締結情報

当社が令和3年12月に締結した100万円を超える契約のうち、
日本赤十字社会計規則第36条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。

※随意契約を行う際は、可能な限り2社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額	契約理由
1	スプリアス規制対応無線機整備	令和3年12月6日	株式会社グローバルメディア	1,350,000円	社長が別に定める場合 (財産を買い入れるとき)
2	日赤会館外壁赤十字マーク 更新工事	令和3年12月9日	有限会社ニシデ	2,130,000円	社長が別に定める場合 (工事又は製造をさせる とき)